

# 異動報告書

この報告書は、借受人が他の学校に転任（継続資格取得）した後も、定期償還を継続して行なうときに、後任校（異動先の学校）を経て提出するものです。

## ■提出上の注意

- 後任校（異動先の学校）で引き続き加入者資格を取得（継続資格取得）しないと、定期償還を継続することはできません。
- 所属変更（同一法人内の配置換え等）の場合は、自動的に定期償還を継続しますので、異動報告書を提出する必要はありません。
- 複数の種類の貸付を利用している場合でも、異動報告書は1枚提出していただくだけでかまいません。
- 継続資格取得報告書と同時に提出してください。提出が遅れると、遡った定期償還が発生し、後任校（異動先の学校）に通知することになります。

5. 住宅貸付の借受人に、前任校（異動前の学校）から退職手当が支給され、その支給額が住宅貸付の未償還額を上回る場合は、住宅貸付の定期償還を継続することはできません。

## ■添付書類等

- 一般、教育、結婚、災害、医療・介護貸付の場合、添付書類は必要ありません。
- 住宅貸付の場合、①～③を添付してください。
  - 退職手当引当承諾書－住宅貸付の借受人は、必ず添付してください。
  - 団体信用生命保険申込書－前任校（異動前の学校）で既に団信制度に加入し、後任校（異動先の学校）でも継続して加入を希望する場合に、添付してください。前任校で団信制度に未加入の借受人が、異動時点で加入することはできません。
  - 後任校（異動先の学校）で提出する異動報告書とは別に、前任校（異動前の学校）からも以下の書類を提出してください。
    - 前任校で支給する退職手当等の額が即時償還額に不足するとき

- 前任校は「退職手当支給証明書」**[DL]**を提出し、退職手当等の支給額に応じた即時償還を払い込んでください。
- ◎同一県内の退職金財団等に加盟し退職手当等が後任校に引き継がれるとき前任校は「退職手当引継証明書」（任意の書式）を提出してください。
  - ◎その他の事情で前任校から退職手当等が支払われないとき前任校は「退職手当不支給理由書」（任意の書式）を提出してください。

## 記入例

新規採用した私学太郎さんが、前任校で住宅貸付を借りていた。

加入者等記号・番号 13-I-0001-09999  
 生年月日 昭和57年6月28日  
 継続資格取得年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 貸付種別及び金額 住宅貸付1200万円

様式第15号（第36条関係）

異動報告書				
				令和〇〇年〇月〇〇日
日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿			借受人氏名 <b>私学太郎</b> <b>[私]</b>	
			生年月日 <b>昭和57年6月28日</b>	
下記事項について報告します。				
貸付事項	貸付種類	償還回数	貸付金額	元金残額
	住宅 貸付	360回	1200万円	11,021,567円
資格異動事由	学校法人 富士見学園を退職後、当学園で継続資格取得をした			前任校資格喪失年月日 令和00年0月00日
動事項	新任校	学校法人 湯島学園		
	前任校	学校法人 富士見学園		
報告事項（該当する事項の番号を○で囲んでください）	住宅貸付の場合 1 前学校法人等独自の制度による退職手当は、当該異動時に支給されました。私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「貸付規則」という。）第23条第1項に規定する未償還元金金の全部又は一部即時償還に相当する額は、前学校法人等に預けてあります。 2 前学校法人等が加入している私立学校の教職員に対して、退職手当を支給することを目的とする財団又は社団の退職手当は、当該異動時に支給されることとなりました。貸付規則第23条第1項に規定する未償還元金金の全部又は一部即時償還に相当する額は、前学校法人等に預けてあります。 3 学校法人等の就業規則等により退職手当が支給されることとなりました。貸付規則第23条第2項に規定する未償還元金金の全部又は一部即時償還に相当する額を学校法人等に預けてあります。 4 退職手当は、学校法人等内の異動のため同一の退職手当制度が適用されるので、その資格が通算され当該異動時には支給されないこととなります。 ⑤ 退職手当は、異動前後の学校法人等が同一の退職手当制度に加入しているので、その資格が通算され当該異動時には支給されないこととなります。			
上記1、2又は3の支給額				
上記の事項について証明します。 令和〇〇年〇月〇〇日				
		郵便番号（113-8441） 所在地 東京都文京区湯島1-7-5 TEL 03-3813-5321 名称 学校法人 湯島学園 代表者名 理事長 湯島太郎 <b>[長湯島印私学]</b>		

貸付種類、償還回数、貸付金額を記入してください。複数の種類の貸付を利用しているときは、枠内に列記してください。

資格異動の事由は、必ず記入してください。

異動後の加入者等記号・番号と学校法人等の名称を記入してください。新しい番号がまだ決定していないときは、取得予定の学校番号までの記入でかまいません。

異動前の加入者証に記載されている記号と番号、及び学校法人等の名称を記入してください。

住宅貸付の場合は、必ず報告してください。

印鑑は必ず押印してください。

前任校の最後の定期償還後の元金残を記入してください。前任校で確認できないときは、概算でもかまいません。

学校法人等代表者印を必ず押印してください。なお、個人立の場合は、設置者の印鑑を押印してください。